

【論 説】

英国の地方分権化とスコットランド 議会の活動

石 見 豊

目 次

1. はじめに
2. スコットランド議会設立までの経緯・背景
3. スコットランド議会と行政府のしくみ
4. スコットランド議会の活動
5. おわりに

1. はじめに

近年、英国は、大胆な分権改革に取り組んでいる。英国は、連合王国であり、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドという4つの地域から構成されているが、この各地域に独自の議会を設立し、そこに国（中央政府）から大幅な権限委譲を行った。その意味では、地域分権化や“リージョナリズム”的動きと言ったほうが適切かもしれない。また、こうした状況を指して、单一国家（Unitary State）から連邦制（Federal State）¹⁾もしくは準連邦制（quasi-federalism）²⁾への変質と捉える識者もいる。

これらの地域分権化の動きは、1999年のスコットランド議会（Scottish Parliament）、ウェールズ議会（Welsh Assembly）の設立によって始まった。その後、2000年には、北アイルランド議会（Northern Ireland Assembly）と首都ロンドンに大ロンドン庁（Greater London Authority）が設立された。また、

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

イングランド内でも、地域分権化の動きが見られる。実は、一口に“地域分権化”と言っても、スコットランド議会とウェールズ議会、北アイルランド議会では、国から委譲された権限の大きさや内容が異なる。また、地域議会の構造なども異なる。ただし、これらの点については、これまでにもいくつかの紹介論文が発表してきた³⁾。

これらの英国内の地域議会の中でも、小論は、最も大きな権限を有するスコットランド議会にスポットをあてたいと考えている。スコットランド議会の設立前後には、その設立までの歴史的過程やスコットランド議会の機能・構造を紹介する多くの著作が見られた。議会設立から、今日で6年近い時間が経過している。スコットランド議会は、設立後、この6年間でどのような活動を展開してきたのか。それは、議会設立前に期待されたものに比べて、どう評価すべきか。また、現在のスコットランド議会が抱える課題や問題点は何か。そして、今後、スコットランド議会はどのような方向に進んでいくのか、また進んでいくべきなのか。このような点を考えたいと思う。

まず、簡単にスコットランド議会設立までの経緯と背景について整理し、次に、スコットランド議会の構造や機能について整理する。そして、議会設立後の活動、政策的展開などについて紹介し、上記の問題関心に基づいて評価を加え、今後の課題などを探っていくつもりである。なお、スコットランド議会の問題は、スコットランドのみで解決の付く問題ではなく、常に国（中央政府）との関係を含んでいる。また、スコットランド議会の動きが、他地域に影響を与えるかもしれない。さらに、スコットランド議会の活動を見る際には、英国内の視野だけではなく、EUとの関係にも留意しなければならない。と言うのは、近年、EUは、国（中央政府）を飛び越えて、各国内の地域政府に対して様々な関与を行っているからである。その意味では、スコットランド議会の働きについて見る際、中央地方関係や政府間関係、多層政府的な視点が重要と言える⁴⁾。以上の問題関心や視点に基づいて、英国内におけるスコットランド議会の働きについて位置づけたいと考えている。

2. スコットランド議会設立までの経緯・背景

（1）スコットランドの歴史と分権化の動き

スコットランド議会設立の経緯について述べる場合には、やはりスコットランドの歴史と英國の成り立ちについて触れなければならない。上記で、英國は4つの地域で構成されていると記したが、元来この4つの地域は別々の王国であった。スコットランド王国とイングランド王国の統合（Union of 1707）⁵⁾が正式に成立したのは、1707年のことである。これは、両王国の議会が統合され、正確に言えば、スコットランド議会がその機能を停止し、スコットランド議会の議員たちは、イングランド議会（ウェストミンスター）に議席を割り当てられ、代表権を得たのであった⁶⁾。ただし、この両王国の議会の統合に遡る約100年前から、スコットランド王がイングランド王を兼ねるという、いわゆる「同君連合」が成立していた。これは、当時のイングランド王家のテューダー朝が、エリザベスⅠ世の死によって途絶え、テューダー王家に最も近い血筋は、スコットランド王家のステュアート家であり、当時のスコットランド王であるジェイムズⅥ世が、イングランド王を兼ね、ジェイムズⅠ世と名乗った。この同君連合が成立したのが、1603年のことである。

しかしながら、同君連合が成立するまでの、スコットランドとイングランドの関係は、戦争の歴史と言ってよい。特に、13世紀から14世紀にかけての、スコットランド中部の町・スターリングを舞台にした両国の戦いや、16世紀におけるスコットランド女王のメアリ・ステュアートとイングランド女王のエリザベスⅠ世との対立は有名である。このメアリの息子であるジェイムズⅥ世（イングランドではⅠ世）が両国の架け橋になったのは歴史の皮肉と言える。同君連合の成立後も、両国の関係は、平穏なものではなかった。それには、イングランドにおけるピューリタン革命と、それに連動したスコットランドにおける宗教対立が関係していた⁷⁾。

1707年の両国の統合後も、2度ほど関係は悪化した。1度は、1715年のジャ

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

コバイトによる反乱であった。これは、ステュアート家の復活を願う人々が起こしたものであった。もう1度は、1745年のボニ・プリンス・チャーリによる反乱であった。彼は、ステュアート家の継承者であったが、インヴァネス郊外のカロードゥンの戦いで、カンバーランド公率いるイングランド軍に敗れた⁸⁾。これにより、ステュアート家の復活やスコットランドの独立を求める動きは終焉し、以後、イングランドへの従属の歴史が始まった。

スコットランドは、1707年以降、英國の一地域として、そして事実上、イングランドに従属するかたちで、その地域の運営がなされてきた。北方の地として、首都ロンドンから遠く、地域の発展も遅々として進まなかつた。1885年、國（中央政府）は、その総合出先機関として、スコットランド省（Scottish Office）を置き、中央統制の拠点とした。スコットランド担当大臣（Secretary of State for Scotland）が、それを率い、このポストは閣内大臣であり、重要ポストであった。1707年の合同法の規定により、スコットランドの宗教および教育の独自性は認められたが、言語の同化政策によりハイランドのゲール語圏はどんどん縮小し、地域の経済発展も進まなかつた。その一方で、スコットランドの知識人・芸術家などによって、スコットランド文化を発展させようとする動きも見られた。スコットランド啓蒙主義の発展がそれである。

全体的には、スコットランドのイングランド化の動きの中で、スコットランドの自治の強化や、イングランドからの分離・独立を目指す政治的試みもいくつか見られた。ジェイムズ・ミッ切尔は、それを次の4つのタイプに分類している。①ホーム・ルールの制定を求める利益集団の動き、②憲制集会の創設、③請願や住民投票の活用、④憲法改正を運動する政党の創設、の4つである⁹⁾。

ホーム・ルールの制定を求める団体の中で、最も古くから活動してきたのが、スコットランド地方自治協会（Scottish Home Rule Association；SHRA）である。SHRAは、スコットランド国会（Scottish Parliament）の設置を目指す団体で、1920年代はじめ、メンバーを増やし、支部を設けて、積極的に活動した。しかしながら、労働党や保守党などの主要政党は、彼らの活動に関心を示さなかった。結局、20年代後半に入ると、SHRAの活動は、衰退し、やがて消

滅した。ただし、この SHRA が、後のスコットランド民族党（Scottish National Party ; SNP）形成の淵源となった。

ピーター・リンチは、代表的な憲法制定を求める集会として、次の3つを挙げている。1つは、スコットランド国民会議（Scottish National Convention）である。これは、20年代に SHRA によって組織されたものであり、多様な集会を開催したが、地方自治体や市民団体の支持を勝ち取ることができなかった。2つ目は、スコットランド国民議会（Scottish National Assembly）である。これは、1942年に SNP を離党したジョン・マコーミック（John McCormick）を中心に個人的なグループによって形成されたものであった。これもまた、地方自治体や市民団体の参加には限界があり、労働党政権も統一主義者（Unionists）たちも関心を示さなかった。3つ目が、後述するスコットランド憲政会議（Scottish Constitutional Convention）である¹⁰⁾。

第3の戦略である請願などの活動の代表例としては、1949年に上記のスコットランド国民議会が発した国民契約（the National Covenant）¹¹⁾を挙げることができる。多くの人々がこの文書に署名したが、政府の明確な対応を導き出すことはできなかった。

スコットランド自治を促進する最後の方法は、政党づくりである。スコットランド国民会議や SHRA、スコットランド国民連合（Scots National League）などは、20年代から政党結成のメリットとその必要性について論議していた。国民党（the National Party）とスコットランド党（the Scottish Party）が統合して、1934年に SNP が誕生した。しかし、SNP が、英國国会において 11 議席を獲得するまでには、結党から 40 年の歳月が必要であった¹²⁾。また、國（中央政府）もスコットランド統治に関する検討を行っていた。1954年には、スコットランド問題に関する王立委員会（バルフォア委員会）が設けられた。この委員会は、効率的な統治を行うためには次の 2 点が必要であると指摘した。1つは、政府機構が適切に組織されていることであり、もう 1 つは、スコットランドの人々のニーズや視点が政策形成や執行の全段階で留意されることである¹³⁾。

（2）住民投票へ向けて

1997年のスコットランド議会設立の是非を問う住民投票の前に、同様の内容の住民投票が1970年代にも行われた。ここでは、この70年代の住民投票の状況から、97年の住民投票実施までの動きを簡単に整理したい。

70年代の住民投票は、1979年に行われた。この背景となったのは、70年代に入ってからの国政選挙におけるSNPの台頭と躍進である。労働党や保守党もスコットランド問題を無視することはできなくなってきた。特に、ハーリー・ウィルソン（Harold Wilson）労働党政権は、スコットランドへの分権化に積極的な姿勢を示したが、それは労働党幹部に共有されてはいなかった。それは、スコットランド議会の設立を問う住民投票実施をめぐる法案（the Scotland Act 1978）の国会審議において明確になった。労働党のカニンガム（George Cunningham）下院議員は、住民投票に「40%条項」なるものを追加する修正案を提案した。これは、住民投票では、スコットランド全体の有権者の40%以上の支持がなければ、議会の設立は認められないとするものであり、事実上、議会設立に反対する動きであった。その結果、実施された住民投票では、投票者のうち、51.6%が分権化に賛成し（反対は、48.4%）、投票者の過半数は獲得した。しかしながら、有権者全体で見ると、賛成は32.8%に過ぎず（反対は、30.8%）、「40%条項」に引っかかった。つまり、スコットランド議会の設立は不可能になった。ちなみに、投票率は63.6%であった。

この敗因を、ピーター・リンチは次のように分析している。つまり、分権化への賛成と反対をめぐっては、それぞれキャンペーンが展開されたが、賛成を表明した労働党、自由党、SNPでは、スコットランド議会に対する構想・イメージが、それぞれ異なっていた。一方、反対派は、保守党と労働党が妥協し、「40%条項」で一致していただけではなく、賛成派が欠いていた政党交差的な様相を有していたからである¹⁴⁾。そして、この70年代の分権化提案は、あくまでもSNP主導の動きであり、その限界も示していた。つまり、1つの政党による政治的運動ではなく、党派を超えた市民運動にする必要があった。

そこで、結成されたのがスコットランド憲政会議である。憲政会議には、労

労働党、自由民主党、地方自治体、教会などが参加した。SNP も当初参加していたが、SNP は英國からの完全独立を目指していて、立場が異なるため離脱した¹⁵⁾。この超党派的な組織が、スコットランド議会や行政府の枠組みなど、分権化へ向けての具体的な構想を作成することになった。結局、憲政会議は、2つの文書を提案した。1つは、1990年に発表された『スコットランド議会へ向けて (Towards Scotland's Parliament)』であり、もう1つは、1995年に発表された『スコットランド議会、スコットランドの権利 (Scotland's Parliament, Scotland's Right)』である。これらの文書によって新議会の構想、分権化の内容が具体化され、社会や市民に広く宣伝され、認知されていった。これらの文書で2つのことに留意しなければならない。1つは、議会を表す語として、“Parliament” が用いられている点である。1979年の住民投票の際には、“Assembly” の語が用いられていた。しかしながら、憲政会議は、上記の文書をまとめる段階において、「国会」を表す語である “Parliament” を用いることによって、スコットランド議会の地位と権限委譲の大きさを表現した。もう1つは、新議会が課税変更権を有することを盛り込んだ点である。

超党派の住民運動組織である憲政会議は大きな役割を果たしたが、それだけでは分権化を実現することはできなかった。つまり、1997年5月の総選挙で労働党が勝ち、ブレア政権が分権化に積極的な姿勢を示したことが、実際の制度改革を進展させることに役立った。そこで、スコットランド議会設立の是非を問う住民投票が、1997年9月に行われた。住民投票では、2つの点が問われた。1つは、議会設立の是非を問うものであり、もう1つは、課税変更権付与の是非を問う質問であった。第1の質問への賛成は 74.3 %、反対は 25.7 %、第2の質問への賛成は 63.3 %、反対は 36.4 %で、両方とも住民の支持を受けた。ちなみに、投票率は 60.2 % であった。今回の住民投票では、79年の時のように「40 %条項」が設けられていないので、それも問題にならなかった。

一方、ウェールズでも、ウェールズ議会設立の是非を問う住民投票が行われたが、こちらは 50.3 % の賛成で、かろうじて議会設立が決まったものの、投票率も 50.1 % しかなかった。また、ウェールズ議会は、スコットランド議会

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

のように課税変更権を持つことを予定されておらず、それに関する質問もなかった。

3. スコットランド議会と行政府のしくみ

(1) 議会の機能と権限

スコットランド議会は、1999年7月1日、正式に発足した。議会は、129名の議員によって構成され、そのうち73名が小選挙区によって選出され、残り56名は比例代表制によって選出された。後者の比例代表制では、欧州議会の8つの選挙区が用いられ、それぞれから7名ずつ選出された。議員の任期は、4年である。

スコットランド議会の特徴は、その強い権限にある。上記のように、国会と同じ“Parliament”という名称を持ち、所得税の標準税率の上下3%を変更できる課税変更権も有した。中央政府に留保され、スコットランド議会に付与されなかった権限としては、連合王国の憲法に関する事項、外交、防衛、国境管理、マクロ経済および金融政策、労働法規、医師などの専門資格の規制、核管理などがあるが、それ以外の権限はすべてスコットランド議会に委譲された。

議会は、議員の中から議長（Presiding Officer）を選出する。また、議会には、16の委員会が設けられている¹⁶⁾。議会における議員以外のスタッフは、250名程度である¹⁷⁾。

(2) 行政府のしくみ

行政府（Scottish Executive）は、議会の執行機関としての役割を果たすものである。スコットランド議会の設置前は、中央政府の総合出先機関であるスコットランド省（Scottish Office）が行っていた事務をほとんどそのまま委譲された。ただし、スコットランド担当大臣の職も残され、スコットランド省もスコットランド庁（Scotland Office）と名を変えて、現在もある。

行政府は、首相（First Minister）が率いる。首相は、議会で議員の中から選

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

挙で選ばれる。通常、議会の多数党のリーダーが首相に選出される。つまり、議院内閣制的な運営が行われている。1999年5月に行われた第1回スコットランド議会議員選挙では、労働党が第1党となったので、初代首相には、労働党のドナルド・ドューワ (Donald Dewar) 氏が就任した。ドューワ氏は、前スコットランド担当大臣でもあった。デューワ氏が任期途中で死去したので、労働党で企業・生涯教育大臣を務めていた、ヘンリー・マクライシュ (Henry McLeish) 氏が第2代首相に就任した。しかし、その後、同氏も政治資金をめぐるスキャンダルで辞任した。そこで、第3代首相には、同じ労働党のジャック・マクコネル (Jac McConnell) 氏が就任した。

行政府には、首相の他に、首相の指名による10名の大臣が設けられた。以下の大臣名は、設立時のもの、司法大臣 (Minister for Justice)，企業・生涯教育大臣 (Minister for Enterprise and Lifelong Learning)，児童・教育大臣 (Minister for Children and Education)，財務大臣 (Minister for Finance)，保健・コミュニティケア大臣 (Minister for Health and Community Care)，農村問題大臣 (Minister for Rural Affairs)，コミュニティ大臣 (Minister for Communities)，交通・環境大臣 (Minister for Transport and the Environment)，議会担当大臣 (Minister for Parliament)，法律顧問 (Lord Advocate) の10名であった。その後、改革が行われ、現在の大臣名称は下記の表1のとおり。

表1 スコットランド行政府の閣僚名簿

首相	Rt Hon Jac McConnell	副大臣	Allan Wilson
副首相兼企業・生涯学習大臣	Jim Wallace (SLD)	副大臣	Johann Lamont
コミュニティ大臣	Malcolm Chisholm	副大臣	Euan Robson (SLD)
教育・青少年大臣	Peter Peacock	副大臣	Lewis Macdonald
環境・農村開発大臣	Ross Finnie (SLD)	副大臣	Tavish Scott (SLD)
財務・公共サービス大臣	Tom McCabe	副大臣	Rhona Brankin
保健・コミュニティケア大臣	Andrew Kerr	副大臣	Hugh Henry
司法大臣	Cathy Jamieson	副大臣	Tavish Scott (SLD)
議会担当大臣	Margaret Curran		
観光・文化・スポーツ大臣	Patricia Ferguson		
交通大臣	Nicol Stephen		

注：SLDはスコットランド自由民主党。それ以外は労働党。

出典：<http://www.scottish.parliament.uk/msp/ministers/index.htm>

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

また、6つの行政部局が設けられた。司法部（Justice Department）、保健部（Health Department）、農村問題部（Rural Affairs Department）、開発部（Development Department）、教育部（Education Department）、企業・生涯学習部（Enterprise and Lifelong Learning Department）の6部局であった¹⁸⁾。

（3）選挙、政党の状況

スコットランド議会の選挙制度として、小選挙区と比例代表の並立制が採用されていることは上記のとおりである。住民は、候補者名と政党名を書いた2票を投じる制度である。99年5月に実施された第1回議会議員選挙では、労働党が56議席を獲得して第1党となった。SNPは、35議席で第2党にとどまった。保守党は、小選挙区で議席を獲得できず、比例代表のみで18議席を獲得した（表2参照）。労働党は、単独では過半数に達しなかったので、17議席を獲得し第4党となった自由民主党と連立政権を組んだ。首相には、上記のように労働党のデューワ氏が就いたが、自由民主党には、副首相兼司法大臣と農村問題大臣という2つのポストを与えた。

2003年、第2回議会議員選挙が行われた。労働党は第1回に比べて、6議席減らして50議席にとどまった。SNPも8議席減らして、27議席であった。保守党や自由民主党は前回同様の18議席と17議席であった。前回と今回の大きなちがいは、前回1議席しか獲得しなかった緑の党が、今回は7議席を獲得し、また、同じく前回は1議席しか獲得しなかったスコットランド社会主義党（Scottish Socialist Party；SSP）が6議席獲得したことである。

スコットランドの与野党関係においては、労働党が与党、SNPが最大野党という位置づけが定着しつつある。保守党は「イングランドの利益しか代表しない」政党と見られているようである¹⁹⁾。ただし、これらの既存政党が議席を減らす一方で、緑の党やSSPが勢力を伸ばす背景には、国政レベルにおけるブレア政権への批判、イラク戦争への批判の声などが、こうした小政党支持に廻っているといえる。

現在も労働党と自由民主党による連立政権の枠組みには変化が見られない。

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

表2 スコットランド議会議員選挙の結果

【第1回選挙結果】

政党名	小選挙区	比例代表	計
労働党	53	3	56
SNP	7	28	35
保守党	0	18	18
自由民主党	12	5	17
緑の党	0	1	1
スコットランド社会主義党	0	1	1
無所属	1	0	1
合計	73	56	129

【第2回選挙結果】

	小選挙区	比例代表	計
労働党	46	4	50
SNP	8	17	25
保守党	3	15	18
自由民主党	13	4	17
緑の党	0	7	7
スコットランド社会主義党	0	6	6
無所属	3	3	6
合計	73	56	129

出典：The Scottish Parliament, *Scottish Parliament Fact sheet: MSPs by Party* を基に作成

(4) 地方自治体、市民との関係

スコットランドの地方制度は、以前は、リージョン（region）とディストリクト（district）からなる2層制であった。9つのリージョンと53のディストリクトがあった。それが、1999年に両者の再編が行われ、29の統合自治体（unitary authority；UA）に整理された。以前から1層制であった3つの島嶼議会（island council）には変更が加えられなかつたので、これを加えて、現在のスコットランドにおける自治体は32である。ちなみに、ウェールズでも同時期に同様の地方制度再編が行われ、ウェールズには22の自治体がある。これらの地方制度再編は、地域や住民の声を聞かずに、国（中央政府）の一方的

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

なリーダーシップで行われたので、現在でもそれへの批判が残っている。イングランドで、2層制から1層制への再編、UA化が進まないのは、スコットランドやウェールズにおける後遺症である。今日でも、住民は人為的に再編されたUAの区画に愛着が持てず、地図や地名には、旧来の名称が用いられている。

スコットランド議会が、住民への公聴・広報の場として、住民参加の機会として、積極的に活用しているのが、各地区における公立図書館である。各図書館には、議会や行政府の各種資料が設置され、また、住民からの様々な要望を受け付けている。これらの図書館は、議会と住民の間を結ぶパートナーシップの担い手として位置づけられている。これらの図書館は、全部で80館あり、それは、小選挙区ごとに設けられた73館と選挙区に関係なく設けられた7館の計80館である。後者の7館のうち5館は選挙区の図書館を利用しにくい過疎地に設けられている²⁰⁾。各図書館では、特に小学生および中学生へのスコットランド議会に関する理解教育に力を入れている²¹⁾。

4. スコットランド議会の活動

(1) 経済開発とその担い手

スコットランド議会および行政府の活動の中で、まず挙げなければならないのは、地域経済の活性化、振興策である。そもそもこれが新議会の創設や大幅な権限委譲（分権化）が求められた主要因であった。スコットランドは、イングランドへの従属の歴史の中、開発の手が伸びず、経済的に立ち遅れていた。特にサッチャー行革により、国営企業が民営化され、また、炭鉱なども閉鎖され、地域経済は疲弊した。

EUから支給される欧洲構造基金（ESF）の有効活用を新議会に求める声も、経済的事情が分権化の背景となっていることを裏付けている。ちなみに、このESFとは、EUが、加盟国の各地域の経済発展を支援するために交付する補助金である。経済発展の遅れている後進地域が交付の主対象であり、雇用創出や

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

社会资本整備、中小企業支援、職業訓練などの事業に助成される²²⁾。スコットランド議会でも、EUと地域開発の関係について、具体的な論議が展開されている²³⁾。EUの基本方針としては、この補助金の受け皿となる各地域（region）には、民主的に代表された政治体が存在することを要件としている。つまり、住民の直接公選による議会がなければならない。それが、政治的な意味での、スコットランド議会設置の背景となっている。また、スコットランドやウェールズに次いで、イングランドでも地域議会の設置が目指されている理由もある。

地域経済発展の本題に戻るが、スコットランド議会の中で経済開発や地域振興を担当しているのは、企業・文化委員会であり、行政府では、企業・生涯学習大臣が所管し、企業・交通・生涯学習部が担当している。企業・交通・生涯学習部は、経済開発に関する基本計画を作成するが、実際にその業務を担っているのは、スコットランド開発公社（Scottish Enterprise）である。スコットランド開発公社は、スコットランドの経済開発を担う中心的な機関で、スコットランド行政府によって財源が提供されている。グラスゴーに本部を置き、主にスコットランド南部エリア（ローランド）を管轄している。これらのエリアには、12の地方事務所が設けられている²⁴⁾。北部や諸島エリア（ハイランド）については、別にハイランド・諸島開発公社（Highland&Islands Enterprise）が設けられている²⁵⁾。スコットランド開発公社は、理事会によって運営されている²⁶⁾。

また、開発公社には、次の3つの外局がある。1つは、ビジネス・ゲートウェイ局（Business Gateway outlets）である。2つ目は、スコットランド国際開発公社（Scottish Development International）である。3つ目は、スコットランド能力開発センター（Careers Scotland centres）である。第1のゲートウェイ局は、ビジネス育成（起業）や業務改善をサポートする機関である。さまざまなセミナーを開催し、各地の情報を提供するとともに、経営技術の指導や資金面の相談にも乗っている²⁷⁾。第2の国際開発公社は、海外からの企業誘致を進めることを目的とする機関である²⁸⁾。アジア、ヨーロッパ、中東、アフリカ、

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

米国などに出先機関を置いて、誘致活動を展開している²⁹⁾。第3の能力開発センターは、スコットランドに住み、その潜在的な能力の開発を求める全ての年齢の人々に、教育や職業訓練を行い、専門性や職業に関する様々な情報を提供する機関である³⁰⁾。

スコットランド行政政府（企業・交通・生涯学習部）は、2004年9月、『スコットランド経済開発の基本枠組み（The Framework for Economic Development in Scotland）』を改訂し³¹⁾、その中で次の4つの主要目的を掲げた。①世界レベルの競争力を伴う「経済成長」の促進と持続、②全地域が同じ経済的機会を享受でき、国家経済の繁栄にも貢献する「地域開発」、③経済成長の前提となる社会における「機会格差の是正」、④経済的・社会的・環境的な意味での「持続可能な開発」の4つである。この『基本枠組み』に基づいて、さらに行政府は、2004年11月、『スマートで成功するスコットランド（A Smart, Successful Scotland）』をまとめ、スコットランド開発公社やハイランド・諸島開発公社に対して、経済開発に関する戦略的方向性を示した³²⁾。そこで示された3つの戦略的テーマは、「成長する事業（Growing Businesses）」「世界との結びつき（Global Connections）」「技術と学習（Skills and Learning）」の3つである（表3参照）。

これまで、スコットランド開発公社が手がけた地域振興策の中で最も大がかりで有名なものは、シリコン・グレン（Silicon Glen）の造成とそこへの海外

表3 3つの戦略テーマのイメージ

「成長する事業」 ●事業の文化性より大きな事業規模 ●増大する革新と研究の商品化 ●鍵となる分野での成功 ●事業優位性を創るeビジネス	「世界との結びつき」 ●世界市場への増大する関わり ●世界的に魅力ある位置 ●世界の他の地域とのつながり ●スコットランドで暮らし、学び、働くことを選ぶ人の増加	「技術と学習」 ●スコットランド労働市場の運営面での改善 ●全ての若者の最善のスタート ●労働における人々の発展 ●雇用のギャップを縮め、不労の縮小
---	--	--

出典：Scottish Enterprise, *Operating Plan 2005–2008: Ambitious for Scotland*, p. 8.

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

からの企業誘致策である。グレンは、ゲール語で「渓谷」を意味する語であるが、ここは米国のシリコン・バレーに対抗して、コンピュータなどのハイテク産業の誘致をねらったものであった。東西は、エディンバラからグラスゴー、南北は、エアからパース、ダンディーにまで広がる大変広大な土地にPC、ワークステーション、半導体などを製造する企業が立ち並んでいる。この地域で、スコットランド製造業全体の輸出の40%を占めている。この地域の利点は、教育的基盤に恵まれている点である。13の総合大学、9の高等専門教育機関などが立地している。产学協働の環境が整っているのである。

このように見てみると、スコットランド議会および行政府の地域振興策は、シリコン・グレンに代表される企業誘致策を中心に成功しているように見える。実際、税制上の優遇措置から、進出企業の家族への生活面でのアフターケアまで、かなり親切で手厚い努力をしている。進出企業の評価も悪くない。ただし、今後は他のEU諸国が同様の誘致策を積極的に展開し、人件費などの面で、スコットランドが競争力を維持できるか疑問がもたれる。また、これらの地域振興策が比較的進んでいるのは、ローランド（低地地方）のみである。それは、平らな土地が確保でき、交通アクセスの面でも整備されているからである。一方、ハイランド（高地地方）は、土地の起伏が激しく、施設建設の面でも物資輸送の面でも困難が見られる。スコットランドでは、昔からローランドとハイランドの対立が見られたが、今日の経済発展の面でもそれが見られる。

これまで、スコットランド経済が疲弊し、それを立て直すために、その司令塔としてスコットランド議会や行政府の創設が求められたという流れで論を展開してきた。若干その論旨に矛盾するようであるが、スコットランド経済は、1970年代以降、今日まで緩やかな成長を続けている。それは、ウイスキー、タータンチェックなどの羊毛製品、観光などの伝統的産業の収入に負うところが大きい。スコットランド議会が設立され、その経済的な効果を問いたいところであるが、その効果が見られるようになるのには、今少し時間が必要と言える。

(2) 地方自治の動き

議会が設置されることによって、スコットランドにおける自治をめぐる状況には何か変化が見られたのであろうか。まず挙げられる点は、老人ケアの無料化政策である。これは、長年ボランティア団体がその実現を求めてきたが、中央政府は拒否し続けてきた。自由民主党の主張により実現した政策である。ちなみに、イングランドでは、一定収入以上の場合の介護費は有料である。

次に、分権化後、新しい地方自治法 (Local Government for Scotland 2003) が制定された。これは、全く新しい地方自治法が制定されたという意味ではなく、新しい条項が追加され、これまでの内容が修正されたという意味である。英国の法制度では、修正という手続きをとらず、新法が追加的に制定される。今回制定された、2003年地方自治法の内容を見ると、スコットランドにおけるローカル・ガバナンスを高めることをねらいとしていると言える。その方向性は、次の2つのことである。1つは、地方自治体と地元の様々な市民組織 (civil society) との連携・協力を深めることが強調されている。もう1つは、ブレア首相が国政レベルで進めるベスト・バリュー (best value) に基づいてスコットランドの自治体でもそれを推進することを掲げている。

まず、第1の市民組織とのパートナーシップの構築であるが、これは、スコットランド行政が目指す4つの基本方針、①経済の成長、②優れた公共サービスの提供、③強力なコミュニティの支援、④希望と信頼あるスコットランドの発展に沿った政策であり、良きガバナンス（統治）と持続可能性を目指している。

第2のベスト・バリューについては、上記のようにブレア首相が英国全体で推進する行政改革手法であり、その意味では、スコットランドの自治体も取り組まなければならない法的義務 (statutory duty) がある。その目指すところは、次の2点である。1つは、質とコストの適正なバランスを維持しながら、業務遂行の継続的改善を保障するしくみを作ること、もう1つは、経済性、効率性、有効性、機会の均等に関心を持ち、持続可能な発展の達成に貢献すること、の2つである³³⁾。2003年地方自治法の手引書 (*The Local Government in*

Scotland Act 2003: Community Planning Advice Notes)によれば、ベスト・バリューの原則は、その機能の遂行において継続的改善を達成することに向けて、組織的努力を知らせ、補強することが鍵であり、コミュニティ計画のしくみとの連携や他の横断的な行政府の政策との結びつきが重要であると指摘している³⁴⁾。その意味では、このベスト・バリュー政策の達成のためには、先の市民組織とのパートナーシップの構築が必要であり、両者は相互に関連した中身である。なお、ベスト・バリューに関しては、スコットランド行政府では、地方自治ベスト・バリュー・チームがそれを担当している³⁵⁾。

上記の手引書の副題にもなっている「コミュニティ計画（Community Planning）」とはどのような内容か。これが、2003年自治法の中核的な位置を占めるものである。コミュニティ計画とは、各自治体において、自治体内の必要な公共機関（public bodies）、民間およびボランタリー機関、地域的機関が、自治体のまちづくりについて協議するしくみである。地方自治体は、その協議に必要な機関を招き、協議のプロセスを維持し、持続可能な活動を奨励する義務を負っている（2003年地方自治法第15条）。また、同法第16条によれば、参加が義務づけられている機関は、地方自治体、保健機関（Health Board）、合同警察機関（1967年スコットランド警察法に基く）、合同消防機関（1947年消防事業法に基く）、警察署長、スコットランド開発公社、ハイランド・諸島開発公社、ストラスクライド旅客交通庁である。その他、自治体が必要だと判断した機関については、自治体からの申し出により、スコットランド行政府の大臣が許可を与えることになっている。

コミュニティ計画を進めるためのパートナーシップのしくみは、それへの参加者の規模、進み具合、地域の状態などによりかなりの多様性が見られるが、共通した面に注目すると、概略次の3つのタイプに分けられる。1つは、管理的グループ（Partnership Groups）である。これは、自治体の助役（Chief Executive）や、各組織の管理職（Directors）クラスによって構成されるもので、参加組織間の総合調整や意思決定的な役割を担うものである。2つ目は、実施グループ（Implementation Groups）である。これは、参加組織の非上級

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

担当者によって構成され、パートナーシップの実質的な運営を担うものである。3つ目は、テーマ別グループ（Thematic Groups）である。ほとんどのパートナーシップが、コミュニティ計画を発展させるために鍵となる戦略的テーマについて、この種のグループを設けている。

手引書では、パートナーシップのモデル的なしくみとして、ハイランド・ウェルヴィーング組合（The Highland Wellbeing Alliance）や地域芸術調整計画（Regional Arts Co-ordination Planning）などの例を紹介している。前者は、スコットランド自然遺跡協会（Scottish Natural Heritage；SNH）が参加するもので、ハイランド地域の環境改善を目指すものである。SNHは、スコットランドの歴史的遺産の保護などに関して強い影響力を持つ組織で、SNHの参加がこのパートナーシップの有効性を高めている。ハイランド市（Highland Council）と共に、21のプロジェクトに取り組んでいる。また、EUは同パートナーシップに対して3年間で257万ポンドの補助金を交付している。

もう1つの地域芸術調整計画は、スコットランド芸術会議（Scottish Arts Council）が中心になって設置したものである。これは、特定の地域を対象にしたものではなく、スコットランド各地の芸術振興とそれに関わる各機関の調整を目的としたもので、スコットランド全域に6つの会議が設けられている。それぞれの会議には、各地の地方自治体の芸術担当職員が参加し、情報交換などをを行いながら、より良い活動の実践に努めている。また、この会議が、自治体に対して、共同声明を発表して、経済的支援などを訴えている。

これらのパートナーシップの活動はまだ始まったばかりであるが、これらの協働の試みが行われているのも、スコットランド議会創設の1つの成果と言える。新議会によって、スコットランド独自の地方自治法が制定され、イングランドとは一味違った協働やガバナンスの姿が見られる。

最後に、地方自治体がスコットランド議会をどのように見ていているのかについて紹介し、スコットランド議会の評価に代えたい。北海道が実施した現地調査報告を参考にすると、エдинバラやグラスゴーなどの都市自治体は、議会との関係に満足しているようである。議会設立前は、自治体の権限が新議会に取

り上げられることを懸念する声もあったが、実際にはそのようなことはなかつた³⁶⁾。ただ、スコットランドにおける自治体の連合組織であるスコットランド自治体協議会（Convention of Scottish Local Authorities；COSLA）³⁷⁾は、議会に警戒感を示すとともにスコットランド議会議員の経験不足を指摘している。スコットランド議会の議員には、自治体議員の出身者が多く、中央政府から委譲された事務には不慣れであると言う³⁸⁾。議会と自治体との関係については、マッキントッシュ委員会を設け、1999年6月に最終報告書が提出されている。選挙制度や自治体の運営方法などについて30の提案をした³⁹⁾。今後はこの提案を実行することが求められるだろう。かつてサッチャー政権は、自治体を否定的に捉えた。官僚的で非効率で無反応な機関と見なし、信用しなかった⁴⁰⁾。しかし、議会設置後、自治体は議会と住民を結ぶ意味で中心的なパートナーになってきている⁴¹⁾。

5. おわりに

最近よく「ガバナンス」という語が用いられる。ガバメント（政府）の時代は終わり、ガバナンスの時代に変化したと言われるが、ここで用いられるガバナンスとは、公的部門、民間部門、ボランタリー部門が連携・協力する社会のことを意味しているようである。

英国における地方分権化の動き、特にスコットランドの分権化は、地域の持つ歴史や民族性の上に非常に長い歴史をかけて実現されたものであった。地道で粘り強い住民運動の末に実現した分権改革であるところが、わが国における分権と異なるところである。そうは言うものの、改革を実現するためには、ブレア労働党政権の誕生なしには、改革は実現しなかったであろう。それは、分権改革が政治性を持っていることを表している。分権化の前提とされた住民投票も、英國国会における法手続きとして定められたものであり、その意味では、スコットランドの分権改革も、どこまで「下からの分権改革」であったのか、疑問が持たれるところである。

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

小論は、スコットランド議会が設立され、何が変わったのか、期待された役割を果たしているのかなど、スコットランド議会の成果や評価を目指して論を展開してきた。1999年7月に議会が設立してから6年近い時間が経ち、その間に行政府の組織なども変更されたが、成果を問い合わせ、評価を下すにはまだ少し時間が早いようである。ただし、シリコン・ゲレンの開発にせよ、各地におけるパートナーシップの形成にせよ、議会設立の影響は多方面に見られる。

スコットランドにおける分権化を捉えるとき、それを説明するいくつかのキーワードが浮かんでくる。1つは、地域の歴史や民族性である。元来、別の国であり、アングロサクソンを中心とするイングランドとは異なる、ケルト系の民族の流れを汲むということは分権を求める大きな理由であった。もう1つは、経済的な理由である。ロンドンから遠く開発の手が届かず、サッチャー行革以後、特に経済的に疲弊していた状況も分権化の背景となっていた。しかし、これら2つの理由・背景と連動しながらも、若干ニュアンスの異なる理由として、「自分たちの声を代表する議会を持ちたい」という要求があった。民主主義的な理由と言えるものであり、そこで、議会の設立が、分権改革の目玉になった。地域の自己決定権の獲得が、スコットランドにおける分権化の一番の理由であった。

さて、その獲得した自己決定権をどのように使うかが問題であるが、スコットランド議会や行政府は、今のところまだ、スコットランド統治における主役の位置にいるように見える。それは、議会設置前からの住民の要望であり、その声に応えていると言える。ただし、小論の最後に紹介した地方自治レベルにおけるパートナーシップの動きを考えるとき、今後は、議会や行政府の役割が変化し、主役から脇役、裏方に代ることが予想される。つまり、スコットランドにおいてもガバナンスの時代が近づきつつあると言える。自らの役割変化を柔軟に果たし、また、スコットランド統治の多様な担い手を育成できるか否かが、今後のスコットランド議会の果たすべき課題と言える。

小論では、エдинバラやロンドンで入手可能な文献資料、またはインターネット情報を主な情報源としてきた。そこで、スコットランド議会や行政府に

よる公表資料が中心となり、議会側からの視点に偏った問題点がある。つまり、地方自治体や多様な市民社会の声や視点への配慮が不足していた。これらの点については、現地での実証的な調査が必要であり、議会の活動に対する長期的な評価とともに、筆者の今後の研究の課題したい。

注

- 1) J. A. Chandler, *Local Government Today*, 3rd ed., Manchester University Press, 2001, p. 28.
- 2) David Wilson and Chris Game, *Local Government in the United Kingdom*, 3rd ed., Palgrave, 2002, p. 81
- 3) 島袋純「海外地方自治事情8——英連合王国の憲政改革とスコットランド新議会選挙」(『自治総研』第249号, 地方自治総合研究所, 1999年7月), ならびに, 自治体国際化協会『CLAIR REPORT ——英國の地方分権』第208号, 2000年6月, 岩崎美紀子「単一制国家における1国4制度——英國における地方分権の多様性」(『地方財政』地方財務協会, 2003年11月号)
- 4) 現在, EUは, 欧州構造基金(ESF)などを通じて, 構成国内の各地域(region)への関与などを強化してきている。多層政府的な分析視点の必要性については下記の文献から示唆を受けた。Janet Mather, "The impact of European integration", in Michael O'Neill (ed.), *Devolution and British Politics*, Pearson Longman, 2004, pp. 276–277.
- 5) 高橋哲雄『スコットランド——歴史を歩く』岩波新書, 2004年, p. 68では, スコットランドとイングランドの統合を「合邦」という語で表現している。
- 6) 貴族院に16人, 庶民院に45人の議員を送ることが決められた。ただ, イングランドとウェールズ選出の庶民院議員は513名で, それと比べるとスコットランド選出議員の数は過少といえる(当時の両国の人口比率は5対1)。また, この統合の過程では, 統合ではなく両国の「連邦制」を主張する意見もあった。結果, 1月16日のスコットランド議会における投票では, 賛成110票対反対67票で統合が決まった。小林章夫『スコットランドの聖なる石』NHKブックス, 2001年, pp. 114–124, 参照。前掲, 高橋『スコットランド——歴史を歩く』p. 86, 参照。
- 7) イングランドでは, 王党派と議会派の対立の結果, 後者の勢力を代表するクロムウェルが力を伸ばすが, 彼が独裁的になると, 王政復古によりチャールズII世を迎えた。しかし, チャールズII世やその息子のジェイムズII世も旧教(カトリック)の復興を図ろうとしたので, 議会は, ジェイムズの娘のメアリとその夫オレンジ公ウィリアムを迎えて名誉革命を達成した。しかしこの間に制定

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

された審査法が、スコットランドにおける宗教弾圧の道具として使われた。1673年にイングランド議会で制定された審査法は、官吏と議会は国教徒に限ることを定めるものであったが、1681年にスコットランドで制定された審査法は、国王至上主義を謳い、スコットランド教会（プレスビテリアン）への介入をねらいとするものであった。スコットランドでは、その後、この審査法に基づく弾圧が行われた。名誉革命の結果、スコットランドでは、主教制に基づかない長老教会体制が認められた。

- 8) スコットランドの歴史については、リチャード・キレーン（岩井淳・井藤早織訳）『図説・スコットランドの歴史』彩流社、2002年、参照
- 9) James Mitchell, *Strategies for Self-Government*, Polygon, 1996.
- 10) Peter Lynch, *Scottish Government and Politics: An Introduction*, Edinburgh University Press, 2001, pp. 7–8.
- 11) この国民契約の中で、スコットランド問題を扱う適當な立法権を伴う議会（Parliament）をスコットランドに設けることを求めていた。Ibid., p. 9.
- 12) Peter Lynch, *SNP: The History of the Scottish National Party*, Eelsh Academic Press, 2002.
- 13) Vernon Bogdanor, *Devolution in the United Kingdom*, Oxford University Press, 1999, p. 112.
- 14) Peter Lynch, *Scottish Government and Politics*, pp. 10–11.
- 15) 自治・分権ジャーナリストの会編『英国の地方分権改革』日本評論社、2000年, p. 74, 参照
- 16) 現在設置されている委員会は次の通り。監査委員会（Audit）、コミュニティ委員会（Communities）、教育委員会（Education）、企業・文化委員会（Enterprise and Culture）、環境・農村開発委員会（Environment and Rural Development）、機会均等委員会（Equal Opportunities）、欧州・対外関係委員会（European and External Relations）、財政委員会（Finance）、保健委員会（Health）、司法第1委員会（Justice1）、司法第2委員会（Justice2）、地方自治・交通委員会（Local Government and Transport）、手続委員会（Procedures）、請願委員会（Public Petitions）、基準・公職任命委員会（Standards and Public Appointments）、従位立法委員会（Subordinate Legislation）。この委員会構成は、2003年までのものとは若干異なっている。
<http://www.scottish.parliament.uk/business/committees/index.htm>
- 17) 前掲、自治体国際化協会編『CLAIR REPORT ——英國の地方分権』p. 9, 参照
- 18) 行政部局にも若干の再編が行われ、現在の構成は次の通り。開発部（Development Department）、教育部（Education Department）、企業・交通・生涯学習部（Enterprise, Transport and Lifelong Learning Department）、環境・

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

農村問題部（Environment and Rural Affairs Department），財政・中央サービス部（Finance and Central Services Department），保健部（Health Department），司法部（Justice Department），法務・議会サービス部（Legal and Parliamentary Services），事務総長室（Office of the Permanent Secretary）である。
<http://www.scotland.gov.uk/About/Departments>。また，これらの部局の監督下に，次のような執行庁（Executive Agencies）が設けられている。Accountant in Bankruptcy, Communities Scotland, Fisheries Research Service, Historic Scotland, HM Inspectorate of Education, National Archives of Scotland, Registers of Scotland, Office of the Scottish Charity Regulator (OSCR), Scottish Court Services, Scottish Fisheries Protection Agency, Scottish Prison Service, Scottish Public Pensions Agency, Student Awards Agency for Scotland, Scottish Agricultural Science Agency. これらの機関で働く職員の身分は公務員である。

<http://www.scotland.gov.uk/About/Agencies>

- 19) 自治体国際化協会ロンドン事務所「イギリスの地方分権について（業務報告書2003年度より抜粋）」p. 3, 参照
- 20) 地理的に孤立した農村地域に設けられているのは，Portree, Dornoch, Ullapool, Oban, Oldmeldrum の 5 館。
<http://www.scottish.parliament.uk/partnerLibraries/index.htm>
- 21) Scottish Parliament, *Leaflet: Partner Library Network.*
- 22) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/kouzou_s.html 「欧洲連合（EU）の構造政策（地域政策）」2002 年 6 月
- 23) Scottish Parliament, *Official Report: European and External Relations Committee* (2nd Meeting), 2004/1/20, p. 338.
- 24) 12 の地方事務所（local enterprise companies）の名称は次の通り。① Ayrshire, ② Borders, ③ Dumfries & Galloway, ④ Dunbartonshire, ⑤ Edinburgh & Lothian, ⑥ Fife, ⑦ Forth Valley, ⑧ Glasgow, ⑨ Grampian, ⑩ Lanarkshire, ⑪ Renfrewshire, ⑫ Tayside。
- 25) ハイランド・諸島開発公社は，インヴァネスに本部を置き，10 の地方事務所を有している。その名称は次の通り。① Argyll&the Islands, ② Caithness & Sutherland, ③ Inverness & Nairn, ④ Lochaber, ⑤ Moray Badenoch & Stathspey, ⑥ Orkney, ⑦ Ross & Cromarty, ⑧ Shetland, ⑨ Skye & Lochalsh, ⑩ Iomairt nan Eilean Siar Western Isles。
- 26) 理事長（Chairman）と執行責任者（Chief Executive），10 名の理事（Board Members）がいる。また，理事会とは別に，次の 3 つの管理チームが設けられ，公社の運営にあたっている。Corporate Operations, Corporate Services, Knowledge Management の 3 チームである。

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

- 27) <http://www.bgateway.com/defaultpage131cd0.aspx?pageID=755>
- 28) 2001年10月に、それまでのスコットランド企業誘致局（inward investment group）と旧スコットランド通商代表部（export promotion group, Scottish Trade International）を統合して新設された。
- 29) アジア諸国では、中国（北京、上海）、インド、日本、韓国、シンガポール＆マレーシア、台湾に事務所が設けられている。
- 30) <http://www.careers-scotland.org.uk/careersscotland/Web/Site/GenericServices/>
- 31) この『基本枠組み』は、元々2000年6月に公表されたものであったが、それを改訂したものである。
- 32) ハイランド・諸島開発公社では、スコットランド開発公社とは別に独自の開発戦略 *A Smart, Successful Scotland: the Highlands and Islands dimension* を作成した。
- 33) ベスト・バリューの鍵となる特徴には、次のような要素がある。関与と指導力、責任と協議、戦略・運用レベルでの健全なガバナンス、資源の健全な管理、見直しや評価権の活用、持続可能な発展への関与、機会均等のしくみ、協働作業、説明責任。
- 34) Scottish Executive, *The Local Government in Scotland Act 2003: Community Planning Advice Notes*, 2004, p. 7.
- 35) 地方自治ベスト・バリュー・チームは、次のような点に取り組む組織である。地方自治体の業務実践と説明責任の改善、ベスト・バリューの立法的枠組みに関する助言提供、法定ガイドの出版、大臣の解釈権限の活用に関する政策方針の開発、スコットランド評価委員会の支援などである。
<http://www.scotland.gov.uk/Topics/Government/local-government/14838/564>
- 36) 北海道『スコットランドの分権改革に関する調査研究報告書』2003年, pp. 20-21 および p. 24, 参照
- 37) COSLAは、スコットランドの地方自治体の声を代表する機関であり、32自治体のうち、31がそのメンバーである。また、COSLAは、自治体職員の給与、賃金、サービスの状態などについて交渉する職員の組織でもある。それは次の7つのチームから構成されている。コミュニティ資源（Community Resourcing）、児童・青年（Children & Young People）、環境・再生（Environment & Regeneration）、ガバナンス・民主主義（Governance & Democracy）、保健・ソーシャルケア（Health & Social Care）、映像・メディア・コミュニケーション（Image, Media & Communication）、資源・能力（Resourcing & Capacity）。
<http://www.cosla.gov.uk/index.asp?leftId=10001D0EF-10766726>
- 38) 前掲、北海道『スコットランドの分権改革に関する調査研究報告書』p. 13, 参照

英国の地方分権化とスコットランド議会の活動（石見）

- 39) 前掲、自治体国際化協会編『CLAIR REPORT ——英國の地方分権』pp. 13–15, 参照
- 40) Arthur Midwinter, *Local Government in Scotland: Reform or Decline?*, Macmillan, 1995, p. 1, p. 23.
- 41) Neil McGarvey, “Intergovernmental Relations in Scotland Post-Devolution”, *Local Government Studies*, 28 (3), 2002, pp. 29–30.